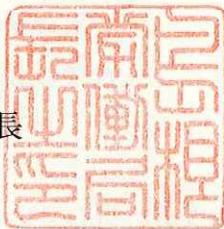


島労発基1116第1号
令和5年11月16日

各関係団体の長 殿

島根労働局長



労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用等について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）については、令和5年11月9日に告示され、令和7年4月1日から適用することとされたところです。

また、これに伴い、令和5年7月7日付け島労発基0707第3号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」が別添1のとおり改正されました。

つきましては、その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いします。

記

第1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものである。

2 告示の概要

本告示は、譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示（以下「ラベル表示」という。）及び文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたものであること。

3 適用期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2にラベル・SDS対象物質として個別列挙された物質のうち、改正省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものについては、同日から本告示の規定を適用すること。
- (2) 現行のラベル・SDS対象物質のうち、本告示によってラベル表示に係る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値が改正省令による改正前の安衛則別表第2の値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。
- (3) ラベル表示に係る(2)の裾切値の経過措置を適用する物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、令和9年3月31日までの間、ラベル表示に係る裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。

第2 細部事項

1 令別表第9に掲げる物に係る裾切値（第1条及び別表第1関係）

- (1) 本告示別表第1は、ラベル・SDS対象物質のうち改正政令による改正後の令別表第9に掲げる物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。なお、本告示別表第1に規定する裾切値は、改正省令による改正前の安衛則別表第2の値と同じであること。
- (2) 第1条ただし書の規定は、改正省令による改正後の安衛則第30条において、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）」をラベル表示の対象から除外している規定と同様に、当該状態に該当する製剤その他の物の裾切値を100パーセントと規定することにより、当該状態に該当する製剤その他の物をラベル表示の対象から除外すること。

2 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値（第2条及び別表第2関係）

- (1) 本告示別表第2は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
- (2) 本告示別表第2の左欄に掲げる物質は、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（以下「JIS Z7252」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）における異性体混合物の分類結果を踏まえ裾切値を設定したもの、改正省令による改正後の

安衛則別表第2において複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち当該名称に含まれる各物質について国が行う化学品の分類における分類結果を踏まえ裾切値を分けて設定したもの、爆発性を踏まえて裾切値を設定しないもの、その他物の種類に応じて個別に裾切値を設定したものであること。

3 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値（第3条、第4条及び別表第3関係）

(1) 本告示別表第3は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有害性区分に応じて、次のア及びイに掲げる考え方により規定したこと。なお、混合物であって、JIS Z 7252において濃度限界（未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値をいう。以下同じ。）が1パーセントを超える値で設定されている物質については、仮に混合物としての有害性分類がなされていない場合であっても、当該物質の物理的及び化学的性質又は取扱い方法によっては高い濃度で当該物質にばく露することによる健康障害のおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に関する情報を伝達する必要があるため、裾切値を1パーセントとしたものであること。

ア 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）において濃度限界とされている値とし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち最も低い数値を採用する。

(2) 第4条中「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS対象物質のうち、国が行う化学品の分類において、健康に対する有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物をいうこと。

第3 その他

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで公表すること。

第4 関係通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」の記について、次表のとおり改正する。

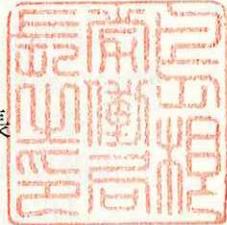
	改正後	改正前
1～3 (略)		1～3 (略)
4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について (1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあつては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であつて、二以上のある有害性区分に該当するものにあつては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いものの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。 ア 皮膚刺激性有害物質 1パーセント イ 皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント） (2) (1)に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方を用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については気体を除く。）の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。	(新設) 1～3 (略)	
5 (略)		4 (略)

別添1

島労発基0707第3号
令和5年7月7日
一部改正 島労発基1116第3号
令和5年11月16日

各関係団体の長 殿

島根労働局長



皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）により改正され、令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号。以下「施行通達」という。）の記の第4の8（2）において、「別途示すものが含まれること」とされたところですが、今般、「別途示すもの」について下記のとおり示されたところです。

つきましては、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いします。

記

1 趣旨

本通達は、安衛則第594条の2第1項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す趣旨であること。

本通達は、現時点での知見に基づくものであり、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果（以下「国が公表するGHS分類の結果」という。）の見直しや新たな知見が示された場合は、必要に応じ、見直されることがあること。

2 用語の定義

(1) 皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達記の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

(2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

3 皮膚吸収性有害物質に該当する物

皮膚吸収性有害物質には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する化学物質が含まれること。

(1) 国が公表するGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

- ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること
- イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が公表するGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

(3) 国が公表するGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について

(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いもの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しない

ものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。

ア 皮膚刺激性有害物質 1パーセント

イ 皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）

(2) (1)に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(令和5年厚生労働省告示第304号)の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方を用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」(呼吸器感作性については気体を除く。)の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。

5 該当物質の一覧

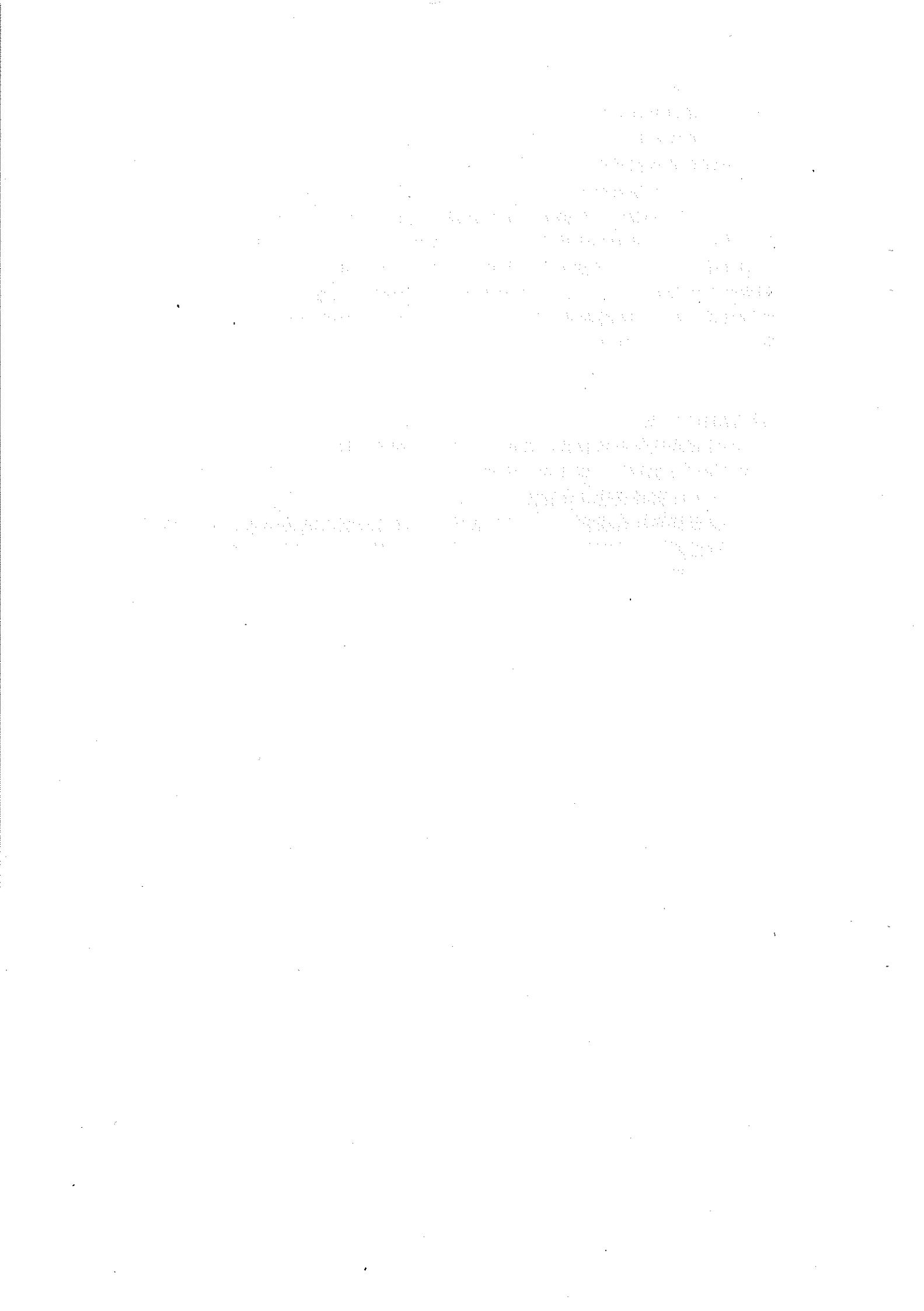
(1) 3の皮膚吸収性有害物質に該当する物は、別添に掲げるとおりであること。

(2) 次に掲げる物質の一覧を厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

ア 3の皮膚吸収性有害物質

イ 皮膚刺激性有害物質（国が公表するGHS分類の結果があるものに限る）

ウ 特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質



皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール（別名アミトロール）	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファーアセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアノ酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)（別名フェナミホス）	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ[1, 2, 3-cd]ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホジチオアート（別名エトプロホス）	
31	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）	
32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル) メチル] オキソラン-2-オン（別名ピロカルピン）	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	

36	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	
38	エチレングリコールモノ-ノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジブロミド（別名ジクアット）	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス（チオホスホン酸）O, O, O', O'-テトラエチル（別名スルホテップ）	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリーブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称
65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム(VI)に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル=クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	

72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン(3-クロロアニリン)/クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)	
79	2-クロロ-1,3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオン酸	
83	クロロメタン(別名塩化メチル)	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	0-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O', O"-ジエチル=ホスホロチオアート	
86	1,2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2,4-ジアミノアニソール	
89	2,4-ジアミノトルエン	
90	シアノ化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイ	
92	ジエタノールアミン	
93	N,N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト	
98	ジエチル-(1,3-ジチオシクロヘキサン)チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	
100	ジエチレングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O,O,O',O'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサンオール	
104	シクロヘキサン	
105	3,4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	
109	1,4-ジクロロ-2-ブテン	

110	1, 3-ジクロロプロパン	
111	ジシクロヘキシリアルミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)	
113	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	
114	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	
115	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルブホス)	
116	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ペンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル](別名アジンホスメチル)	
117	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	
121	2-(ジノルマル-ブチルアミノ)エタノール	
122	ジビニルスルホン(別名ビニルスルホン)	
123	2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン	
124	1, 2-ジブロモエタン(別名E D B)	
125	1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン	
126	ジベンゾ[a, h]アントラセン(別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	
127	ジベンゾ[a, h]ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ[a, i]ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N-ジメチルアセトアミド	
130	N, N-ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトシン)	
132	3, 7-ジメチル-2, 6-オクタジエナール(別名シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル=クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N-ジメチルニトロソアミン	
137	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	
138	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩	
139	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N-ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	

142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシビス(チオホスホン酸)O,O,O',O'-テトラメチル(別名テメホス)	
146	チオフェノール	
147	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
148	チオリん酸O,O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	
149	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	
150	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	
151	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(2-ピラジニル)(別名チオナジン)	
152	チオリん酸O,O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	
153	チオリん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	
154	チオリん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	
157	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	
166	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2,3,4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1,2,3-トリクロロプロパン	
169	1,2,3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1,3,5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2,4,6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。

173	トルエン	
174	ナトリウム=1-オキソ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1-ナフチルチオ尿素	
176	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N-ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N-ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2-ニトロトルエン及び 3-ニトロトルエンに限る。
183	ニトロプロパン	1-ニトロプロパンに限る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	
186	ノルマル-ブチルアミン	
187	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラーアニシジン	
190	パラークロロアニリン	
191	パラーターシャリーブチル安息香酸	
192	パラーニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス(2-クロロエチル)エーテル	
195	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスターGス)	
196	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)	
197	ビス(ジオリん酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル(別名エチオン)	
198	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	
202	N-ビニル-2-ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ピリジン	
205	2-ピリジンチオール-1-オキシドの亜鉛塩(別名ジンクピリチオン)	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N-フェニル-1, 4-ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称

210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	
215	ブタン-2-オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	t e r t -ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	
222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマル-プロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル (別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	プロモクロロメタン	
229	プロモジクロロメタン	
230	2-プロモ-2-ニトロプロパン-1, 3-ジオール (別名プロノポル)	国によるGHS分類の名称
231	2-プロモプロパン	
232	3-プロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	
235	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	
236	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	

241	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン（別名シクロナイト）	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	
244	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシー-2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1 H-インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）	
245	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3 a, 4, 7, 7 a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1 H-インデン（別名ヘプタクロル）	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名P F O S）	
248	ベンジルアルコール	
249	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	
250	ベンゾ [a] アントラセン	
251	ベンゾ [a] ピレン	
252	ベンゾ [e] フルオランテン	
253	ベンゾ [j] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ [k] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メターキシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N-メチルアニリン	
264	メチル=イソチオシアネット	
265	メチルエチルケトン	
266	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ）	
267	メチルシクロヘキサン	
268	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	
269	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチルノルマルーブチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N-メチル-2-ピロリドン	
275	3-メチル-1-(プロパン-2-イル)-1 H-ピラゾール-5-イル=ジメチルカルバマート	
276	4-メチル-2-ペンタノール	
277	N-メチルホルムアミド	

278	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	
279	4, 4'-メチレンジアニリン	
280	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	
281	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル(別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	
287	りん酸ジーノルマルーブチル	
288	りん酸ジーノルマルーブチル=フェニル	
289	りん酸1, 2-ジプロモ-2, 2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド)	
290	りん酸ジメチル=(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名ジクロトホス)	
291	りん酸ジメチル=(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名モノクロトホス)	
292	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビンホス)	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ(オルトートリル)に限る。
294	りん酸トリーノルマルーブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	